

船舶事故調査報告書

平成30年4月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗船者死亡
発生日時	不明（平成29年6月22日 09時30分ごろ～23日 10時30分ごろの間）
発生場所	不明（富山県富山市神通川流域の神三ダム～中島大橋の橋脚付近の間）
事故の概要	手漕ぎボート（船名なし）は、あゆ投網漁中、乗船者1人が死亡し、乗船者1人が行方不明となった。 手漕ぎボートは、沈没して全損となった。
事故調査の経過	平成29年6月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡及び行方不明となったため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約8.4m×約1.2m×約0.3m、FRP 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	乗船者A 男性 69歳 乗船者B 男性 75歳
死傷者等	死亡 1人（乗船者B） 行方不明 1人（乗船者A）
損傷	船首側と船尾側とに分断（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 水象：川面 平穏、水温 約17℃
事故の経過	本船は、乗船者A及び乗船者Bが乗船し、あゆ投網漁の目的で、神通川河口から上流へ約5kmの左岸を出発した。 乗船者A及び乗船者Bは、それぞれ帰宅しなかったため、乗船者A及び乗船者Bの家族により、平成29年6月22日21時00分ごろ、警察署に捜索願が届け出された後、直ちに消防署等と合同での、神通川の川面及び水中並びに河口付近の捜索が開始された。 乗船者Bは、23日10時30分ごろ神通川河口から上流へ約3kmの中島大橋の橋脚から約50m下流側で漂流しているところを発見されたが、死亡が確認され、その後、溺死と検案された。

	<p>本船は、24日午前に船首側が網とともに神通川河口から上流へ約7kmの新幹線橋梁の橋脚付近で、午後に船尾側が河口から上流へ約6.5kmの富山北大橋の橋脚付近で、いずれも川底に沈んだ状態で発見された。</p> <p>乗船者Aは、25日まで専従捜索が行われたものの発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の状況、写真2 出発場所付近、写真3 中島大橋付近、写真4 新幹線橋梁付近、写真5 富山北大橋付近 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>乗船者Aは、約30年前に乗船者Bから本船を譲り受けて地元の漁業協同組合の組合員となり、その後毎年1回、あゆ投網漁の解禁時に、本船で乗船者Bとあゆ投網漁を行っていた。</p> <p>神通川流域においてボート類を使用してあゆ投網漁を行える範囲は、河口から上流へ約24kmの神三ダムまでの間であった。</p> <p>乗船者Aは、22日09時30分ごろ自宅を自家用車で出発していた。</p> <p>乗船者Bは、神通川左岸の河川敷で乗船者Aと待ち合わせている旨を乗船者Bの家族に告げ、09時30分ごろ自宅を自家用車で出発していた。</p> <p>乗船者A及び乗船者Bの自家用車は、ふだん本船が置かれていた神通川左岸の河川敷に、いずれも駐車されていた。</p> <p>乗船者Aの自家用車に置かれていた携帯電話には、09時30分の乗船者Bとの最終通話時刻が記録されていた。</p> <p>乗船者A及び乗船者Bは、ふだん、乗船者Aが網を使い、乗船者Bが竿等を使ってあゆ投網漁を行っていた。</p> <p>乗船者Bは、発見時、ゴム製の短靴を履き、半ズボンと半袖シャツの上にベストを着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>乗船者Aが所有するクーラーボックスは、25日富山北大橋の僅か下流の右岸に漂着していたところを発見され、中にはあゆ及び食料等が入っていた。</p> <p>乗船者A及び乗船者Bは、自宅を出発したとき、いずれも体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>乗船者A及び乗船者Bの救命胴衣は、いずれも自宅に残されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>乗船者Bは、溺死した。</p> <p>本船は、6月22日09時30分ごろ乗船者A及び乗船者Bがいず</p>

	<p>れも自宅を出発した後、あゆ投網漁の目的で落ち合い、23日10時30分ごろ乗船者Bが発見されたことから、この間において、乗船者A及び乗船者Bが落水したものと考えられるが、落水するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>乗船者Bは、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>乗船者Aは、落水して行方不明となったものと考えられるが、行方不明に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、分断して沈没したものと考えられるが、分断して沈没するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、神通川において、あゆ投網漁中、乗船者A及び乗船者Bが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手漕ぎボートに乗船する際は、救命胴衣を着用することが望ましい。 ・ 防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携帯することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

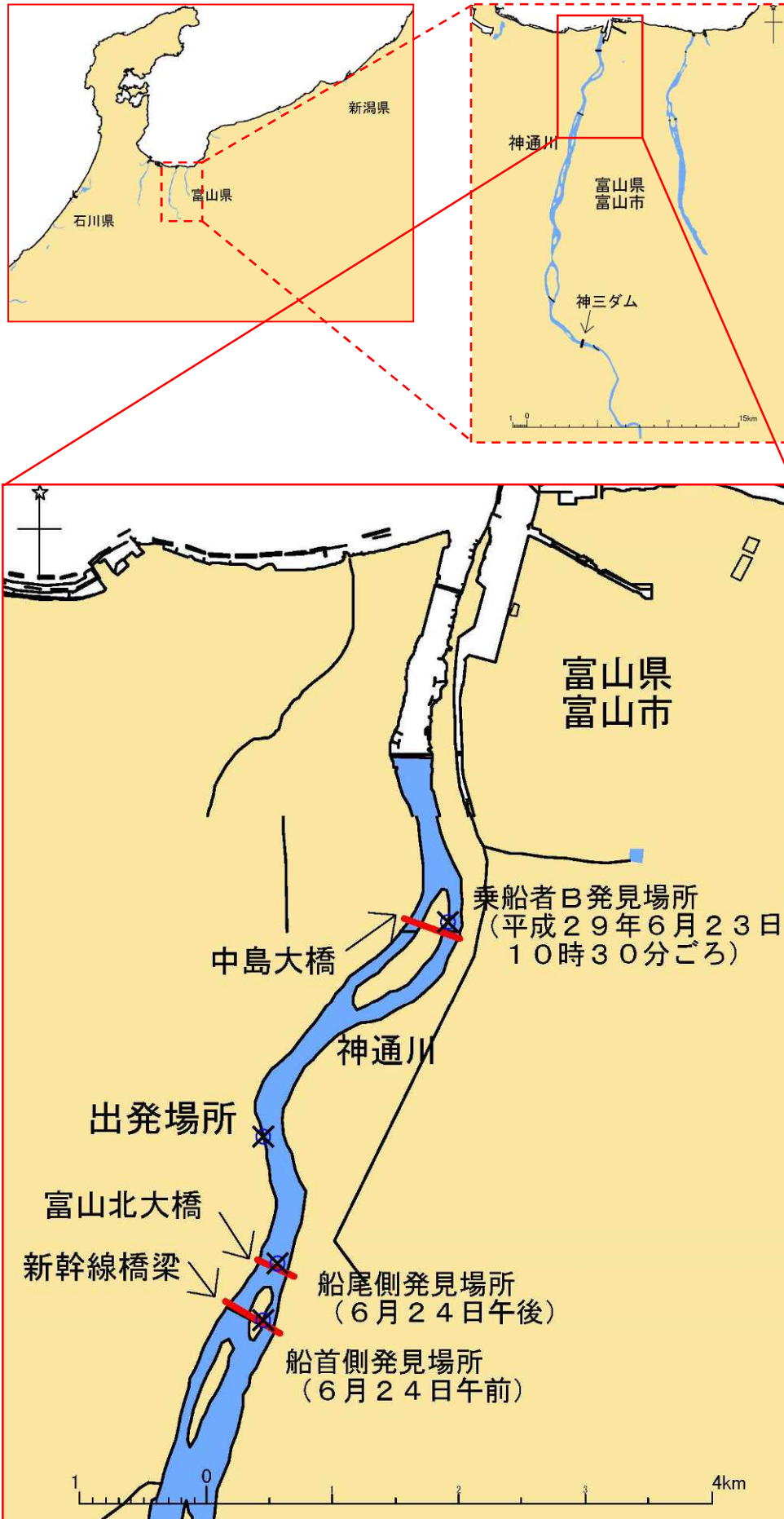


写真1 本船の状況



写真2 出発場所付近



写真3 中島大橋付近



写真4 新幹線橋梁付近



写真5 富山北大橋付近

